

第268回12月定例教育委員会議事録

委員会次第

1. 開会宣言
2. 教育長あいさつ
3. 会議録の承認
4. 審議事項
5. 報告事項
6. その他
7. 閉会宣言

開会日時

令和5年12月22日（金）午後4時

会場

安来中央交流センター 第5会議室

出席委員の氏名

教 育 長	秦 誠 司
委 員	寺 田 禎
委 員	平 野 千 恵
委 員	青 砥 洋
委 員	原 智

出席者の氏名

教 育 部 長	原 み ゆ き	全議題
教育総務課長	遠 藤 浩 司	全議題
学校教育課長	椿 英 隆	全議題
給食教育課長	石 原 秀 樹	全議題
文 化 課 長	金 山 尚 志	全議題
学校教育課主査	糸 賀 真 也	全議題
教育総務課主幹	青 戸 か お り	全議題

1. 開会宣言

午後4時00分 教育長が開会を宣言する。

2. 教育長あいさつ (教育長)

年の瀬を迎え、あと 10 日弱で令和 5 年も終わりますが、委員の皆様方には本年 1 年間大変お世話になり、ありがとうございました。

さてこのたび、加藤委員の任期満了に伴い、原智委員に就任をしていただいたところでございます。任期は令和 5 年 12 月 18 日から令和 9 年 12 月 17 日までの 4 年間です。中学校教員として県内の中学校に長くお勤めになり、また県教育委員会の指導主事として、行政でのご経験もございます。令和 3 年度末に安来三中の校長をもってご退職になられたわけですが、これからは教育委員としてご尽力いただきますよう、よろしくお願いしたいと思います。

それでは原委員より一言ご挨拶をいただきたいと思います。

(原委員)

18 日に辞令書を頂戴いたしまして、この度教育委員になりました。どうぞよろしくお願いいたします。

昨年 3 月まで安来三中の校長をしております、38 年間教育現場にいました。その後、いくつか非常勤講師として中学校の技術の指導をさせていただきながら、また、それ以外に、市内に工場を持っている会社の、技術の教材の普及を図る協会に属しておりますので、そちらでの活動もさせていただいているところでございます。

私は安来二中校区で生まれ育ち、現在は安来一中校区に住んでおりますが、南小学校が統合したときの入学生であります。今、適正配置ということでいろいろな問題があるかと思いますが、そのときそのときの良い答えが出るように、私も皆さんと一緒に取り組んでいけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(教育長)

原委員、ありがとうございました。

さて、12 月 1 日に行われた 12 月市議会本会議の後の全員協議会では、前回 11 月 24 日の教育委員会会議で策定をいたしました、安来市立小中学校適正配置基本計画について、議員の皆様全会一致で承認をしていただいたところでございます。議員の皆様方からは、今後の各論に入った地域合意について、いろいろご心配とか、ここからが大変だというご意見をいただいたわけですが、市長の方からも、これはやらなければならない事業であると言っていただいておりますので、丁寧に、着実に進めていくというところを議員の皆様にもご協力をお願いし、お話させていただきました。

それから新聞報道等でご承知かと思いますが、ふるさと教育の運用の見直しについて、県教委から発信されております。ふるさと教育の

実施に当たっては、1年間に小中学校各学年 35 時間以上を行うことを条件に、各校に年間 7 万円、県から交付金を支出し、ふるさと教育の諸経費に使っているところですが、その 35 時間の下限を、20 時間に引き下げるということであります。その辺りが、ふるさと教育を減らすというような発信、理解につながった部分もあるようです。

本日も関係者の会議があったところですが、県教委は「島根の子どもの学力の定着を図ることを目的に、教師が子どもと向き合う時間を確保するため、県独自で実施しているふるさと教育の見直しを」という報道になっており、そのことに働き方改革の論点も重なってしまって、かなり混乱が見られるようです。県の方にもこの辺りの整理をしていただく必要があると感じます。

各学校が実際に行っている、地域の人・もの・ことを使い、共同で活動しながら学びを深めていく、このふるさと教育は、適正配置の基本計画でも、安来の特色ある教育の柱ということで位置付けておりますので、ただ単に県が下限を下げたから、15 時間引き下げればいい、そういう短絡的、単純な発想にならないように、各学校にもしっかりと説明をしなければならぬと考えています。各市町村の教育長からも、このことを県の方に伝えていくということになっておりますので、教育委員の皆様にも、決して単純に時間を減らすということではなく、見直しを図り、必要であれば 35 時間やっていたらいいという形でご理解いただけたらと思います。県の方では「下げた部分を子どもと向き合う時間にしましょう」という言い方をされるわけですが、それとふるさと教育はどう関係するのかという単純な疑問もあります。この件はまだ少し尾を引くかもしれないと感じています。

それから、教職員の働き方改革ということで、明日の山陰中央新報に、全市町村の教育長から県民の皆さんへのメッセージが掲載されます。学校への電話は勤務時間内に、登下校の見守り等については引き続き地域の皆さんで、PTA等の会合は、可能であれば勤務時間内に、それから、学校が招集する、お願いするような会議もあるわけですが、参加者の皆さんが出やすいような工夫をしながら、教員ばかりではなく、誰もの働き方改革につなげるような工夫を、というようなお願いのアピールをしております。報道機関の取材もあったようですので、またご覧いただければと思います。

(承認)

4. 審議事項

1) 議第35号 安来市学校運営協議会規則の制定について

(学校教育課主査) 資料1により説明

本市におきましては、今年度の3学期に広瀬小学校と広瀬中学校の2校をモデル校として学校運営協議会を設置し、コミュニティスクールをスタートさせます。そして令和6年度中には全校に導入していく予定です。

学校運営協議会については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5において、設置が努力義務化されておりまして、学校運営協議会の委員の任免の手続き及び任期、学校運営協議会の議事の手続きその他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定めることとされております。

このたび本市の小中学校に学校運営協議会を設置するため、安来市学校運営協議会規則において必要な事項を定めるものです。目的といたしましては、協議会の設置により、学校運営の改善や児童及び生徒の健全育成に取り組む、地域とともにある学校づくりを進めることとしております。委員は9人以内とし、対象学校の校長の推薦により教育委員会が任命し、任期は年度ごととなります。その他、学校運営に関する評価など、必要な事項について定めております。

(委員)

第3条で、2以上の学校で協議会を置く場合もあるとのことで、先ほど広瀬小、広瀬中という説明でしたけれども、今回はそれぞれに作られるのですか。また来年度は全校にということでしたが、それも、それぞれに作り、現段階では2以上の学校での想定はないわけですか。

(学校教育課主査)

今回はそれぞれの学校に設置をします。今後、先のことを見据えたときに2以上の学校で、ということになる可能性もあるかなというところで、そのような規定にしています。

(委員)

2以上になっても、委員9人以内という人数は変わらないのですか。

(学校教育課主査)

はい、そのように考えています。

(委員)

わかりました。

第13条2項で、会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない、とあるのですが、過半数とされているところもあります。例えば9人以内という規定ですから、委員8人であれば、4人いれば開催できるわけですね、これが過半数だとすると、5人いないと開催できないことになりますが、その辺りは想定しておられますか。次の第3項では、可否の決定であるからか、出席委員の過半数と定められています。8人の委員で、全員出席であれば5人以上でないと可決となりません。両方とも過半数とそろえられている例もよくあるように思いますが、その辺りは。

(学校教育課主査)

決議する場合については過半数ということは想定しておりました。会議の成立要件の方は、過半数でなくていいのかというご指摘だと思いますが、この規定では、半数以上、委員8人の場合であれば4人が出ていれば可であり、会議ができるということにしています。

(委員)

きちんと使い分けの整理がなされているということであれば、問題はないと思います。

(委員)

来年度は、広瀬小学校、広瀬中学校で、その他の学校については、全部翌年には発足するという考え方でよろしいでしょうか。

(学校教育課主査)

今年度、広瀬小学校、広瀬中学校が、12月までかけて委員の選出、組織のあり方などを検討してこられまして、3学期にスタートするわけですが、来年度はその動きを、他の20校についても行い、3学期に第1回の会議を開催できるという流れを予定しています。

(委員)

小学校と中学校の委員の兼務は、かまわないのですか。

(学校教育課主査)

委員の方が重なるという可能性はあると思っており、制限はしておりません。

(委員)

広瀬小、広瀬中は準備段階が今年度であって、正式に始まるのは来年度の4月から、それ以外の学校は、準備段階が6年度であって、令和7年度から正式に発足するというような考え方ですか。

(学校教育課主査)

広瀬小、広瀬中は、今年度の3学期に委員の任命をしまして、1回の会

議を開催しますので、3 学期のところで実際に立ち上がり、始まるというような位置付けです。

(委員)

学校運営協議会では、学校経営方針などを説明し、それを承認してもらわないといけないのではないかと思いますのですが、そう考えたら、3 学期に開始してもどうなのかという疑問が生じますが。

(学校教育課主査)

今回の場合は、立ち上げの特例ということもありまして、委員の方には、就任の内諾を得たところで学校運営に係る情報を適宜提供し、学校運営についてしっかり説明をした上で、最後の評価の部分で、1 回目の会議で行うという、通常の流れとは若干違う形を考えています。

(委員)

その他の学校もそういう流れで、3 学期からですか。

(教育長)

学校評価については、学校評議委員会が今年度も通常どおりスタートしているということであれば、学校経営の説明は評議員にして、見ていただいて、最後の評価の部分だけ運営協議会が行うというような形になってしまい、その辺りの整合性はどうかというご質問だと思います。

学校評議委員さんが必ずしも運営協議会の委員にはなっていない、それをどういうふうにとらえるか、逆に言うと今年度は評議員さんの方に、最後の学校評価までやっていただきながら、運営協議会は立ち上げてしまうということも可能ではないでしょうか。今年度の学校評議員さんは、当然評価までが仕事であるとお考えだと思いますし、学校評価はお願いするということで。考え方として、3 月に立ち上げるが、本来的な機能を発揮してもらうのは、令和 6 年度からですというようなスタンスで持っていく。その辺りを確認をしておかないと、年度当初お願いした評議員さんの役割というのが、途中で違う形になるといけないという危惧もあります。

(学校教育課主査)

わかりにくい言い方となったかもしれませんが、今年度の評議員さんには、最後の学校評価まではしていただくという形で整理をしています。運営協議会の委員さんについては、今年度はイレギュラーですので、最初の承認のところがありませんけれども、今年度の報告、学校の総括というような部分は共有していただくということになろうかと思います。

(教育長)

新年度からということになると学校はもう動いてしまうので、運営協

議会の正式な立ち上げは3学期のうちにしておく、令和5年度の学校評価は、評議員の仕組みが生きているのでそこで行い、次年度4月からは協議会が最初からスタートし、校長の経営方針等の承認を行うというスタンスで新年度を迎えるということですね。令和6年度に立ち上げる残り20校についても、最初のお伝えの仕方を整理確認しておいた方がよいと思います。よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(承認)

5. 報告事項

- 1) 報第14号 市議会12月定例会議報告について
- 2) 報第15号 和鋼博物館展示改修基本構想・基本計画の策定状況について

6. その他

- 1) 教育委員が担当する小・中学校について
原新委員の担当を一中校区と三中校区の小中学校とした。
- 2) 小中学校適正配置に係る状況等について

☆次回定例会：1月26日（金）午後3時00分から

7. 閉会宣言

教育長が午後5時15分閉会を宣言し、12月定例教育委員会の日程を終了した。